

平成17年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果 (産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)

平成 17 年 6 月 9 日
環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

1. 対象施策

財団法人滋賀県環境事業公社が国庫補助(廃棄物処理施設整備費)を受けて実施する産業廃棄物最終処分場の整備事業について評価の対象とする。

2. 概要

廃棄物処理センターが実施する産業廃棄物処理施設モデル的整備事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から評価を行う。

ただし、事業の効率性については、事業主体が事業に関して実施した費用対効果分析の結果を踏まえ、評価を行うものとする。

評価の観点

- ・ 必要性
現時点において施設の整備を必要とする理由、背景
- ・ 効率性
施設の整備及び運営に要する費用の妥当性(施設の整備及び運営に要する費用と事業を実施しなかった場合に必要となる費用との比較)
- ・ 有効性
施設の整備により期待される効果

費用対効果分析

産業廃棄物処理施設の整備事業について、施設の整備及び運営に要する経費を投資額(Cost)、整備の結果得られる効果を便益(Benefit)として、両者を貨幣化した上で、投資額に対してその効果がどの程度発現するかを定量的に比較分析を行う。

- ・ 分析の対象期間
施設の整備期間及び運営期間(施設の耐用年数等を考慮して設定)
- ・ 投資額(費用)計測
施設の整備費用及び運営費用(施設の運営に係る電気・水道等料金、人件費、消耗品費、補修費等)の対象期間中の累計
- ・ 総便益(効果)計測
不法投棄対策費用と処理委託費用の対象期間中の累計

3. 評価内容

別紙「廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)」のとおり。

廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果
 (産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)

平成 17 年 3 月 25 日

事業名 事業主体	工 期	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B / C	その他 の指標	評 価
		総便益 (億円)	便益の主な根拠				
産業廃棄物処理施設モデル的 整備事業 (財) 滋賀県環境事業公社	17-19	188.2	不法投棄対策費用 処理委託費用	158.7	1.186	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：滋賀県内における産業廃棄物最終処分場の不足 ・ 効率性：投資（費用）に対して総便益が超過 ・ 有効性：産業廃棄物の処理体制の確保